

記者発表資料

令和7年6月20日
九州地方整備局
令和7年7月30日資料修正

◎独占禁止法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①日精株式会社
②住友重機械搬送システム株式会社
③フジパスク株式会社
④IHI運搬機械株式会社
⑤日本コンベヤ株式会社
⑥新明和工業株式会社
- 業 者 の 住 所：①東京都港区西新橋一丁目18番17号
②東京都品川区西品川一丁目1番1号
③東京都世田谷区上馬四丁目2番5号
④東京都中央区明石町8番1号
⑤大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル
⑥兵庫県宝塚市新明和町1番1号
2. 指名停止措置期間：①②④⑥ 令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日
(2ヵ月)
③⑤ 令和7年6月20日 ～ 令和7年10月19日
(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
別紙のとおり
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記6社が独占禁止法第3条に違反したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第5号及び加算措置に該当する。また、①②④⑥については指名停止等の措置要領の運用基準第7第四号（下記参照）に基づき、指名停止期間を2分の1とする。
従って、本件については、①②④⑥に対して指名停止2ヵ月を、③⑤に対して指名停止4ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
5 (独占禁止法違反行為) 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

<指名停止等の措置要領の運用基準（抜粋）>

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
(契約課直通：Tel 092-476-3509)
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)

<事実概要>

日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジパスク（株）、I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。

また、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして公表された。

当該業者は建設業者から特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものである。